

海外経済要録

国際機関

◇ガット、関税交渉計画小委員会の討議続行

明年5月から開催予定の新しい関税交渉会議(ケネディ・ラウンド)における具体的な交渉手続きを作成するため、先般のガット閣僚会議で設置された貿易交渉委員会の関税交渉計画小委員会は、7月2~4日および22~25日の両度にわたり、ジュネーブにおいて開催された。この小委員会には米、英、E E C、日本など関係10か国が参加し、関税引下げの幅および例外の取扱い、ならびに「著しい」関税格差の処理などについて討議したが、目標の8月1日までに結論を打ち出しえないことが明らかとなり、結局9月半ば以降に予定される次回会合に検討を持ち越すこととなった。理由は、米国とE E Cとの対立が依然解決をみなかつたため、とくに格差の定義に関連して、どの程度の高きの関税率を高関税とみるか、あるいはどの程度の関税率の開きを問題にするかなどの具体的な定め方をめぐり、両者間に合意がえられなかつたことが最大の要因であったと伝えられる。いうまでもなくこの点がケネディ・ラウンド成否の第1の鍵であるが、なおこのほか農産物、非関税障壁などの重要問題が全く手を触れず残されていることでもあり、本会議を予定どおり開催するため、両者間における精力的な調整への努力が望まれている(本月報5月号海外経済情勢参照)。

米州諸国

◇米国、金利平衡税法案議会に送付

金利平衡税に関する法案は8月8日下院歳入委員会に送付され、20日以降これに関する公聴会が行なわれるところとなつた。同法案は1954年内国歳入法の一部改正の形をとつており、その概要は次のとおりである。

1. 課税対象取引

(1) すべての米国人、米国居住者、米国法人(免税団体も含む)が、外国人の発行する株式、証券、債務証書およびA D Rなどを外国人より取得する場合に課税される(なお、該当証券は新規発行、既発行の区別なく、また取得場所が米国内、国外いずれの場合にも適用される)。

なお、1940年投資会社法に基づき登録された投資会社で1963年7月18日現在および以後の各四半期末における有価証券など保有額の最低限80%が外国証券などである場合(ジャパン・ファンドはこれに含まれる)、その会社が希望すれば本税法上外国人として扱われる。

(2) ただし、次の場合は課税されない。

イ、現在すでに米国人により保有されている債券の購入

ロ、米国人などの海外子会社など(持株比率10%以上)に対する直接投資

ハ、要求払または期限3年末満の債券取得

ニ、商業銀行の通常銀行業務に伴う貸出

ホ、米国輸出入銀行の貸出

ヘ、対外輸出クレジット

ト、米国の加入している世銀、第2世銀など国際機関、低開発国(注)政府および低開発国関係法人の発行する証券の購入

(注) オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、西ドイツ、香港、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、英國など22か国を除き、低開発国は大統領の定めるところによる。

チ、大統領により免稅を認められたもの(大統領は本件課税が国際通貨機構の安定をそこなうか、そのおそれのある場合にのみ、一定期間を限り新規債の全部または一定額もしくは特定銘柄につき免稅とすることができる)。

(3) なお経過的措置として次のものも課税されない。

イ、大統領教書の日付(7月18日)またはそれ以前において購入約定済みのもの

ロ、教書の日付前90日以内にS E Cに登録されているもので、教書の日付後60日以内に購入されるもの

ハ、S E Cに登録されている取引所を通じ、1963年8月16日以前に購入されるもの

2. 課税対象額

取得価額

3. 税率

(1) 株式(転換社債を含む)	15.0 %
-----------------	--------

(2) その他の債券など

取得後満期までの期間(注)	税率
3年以上3年半未満	2.75 %
3年半以上4年半未満	3.55 %
4年半 ~ 5年半 ~	4.35 %
5年半 ~ 6年半 ~	5.10 %
6年半 ~ 7年半 ~	5.80 %

7年半以上8年半未満	6.50 %
8年半 〃 9年半 〃	7.10 〃
9年半 〃 10年半 〃	7.70 〃
10年半 〃 11年半 〃	8.30 〃
11年半 〃 13年半 〃	9.10 〃
13年半 〃 16年半 〃	10.30 〃
16年半 〃 18年半 〃	11.35 〃
18年半 〃 21年半 〃	12.25 〃
21年半 〃 23年半 〃	13.05 〃
23年半 〃 26年半 〃	13.75 〃
26年半 〃 28年半 〃	14.35 〃
28年半以上	15.00 〃

(注) 減債基金による償還の定めある場合は平均年限による。

4. 課税方式

- (1) 課税対象証券などに投資したもの申告(四半期ごと)に基づき課税される。
- (2) 米国人間の外国証券などの譲渡については課税されないが、譲渡者は銀行、証券ディーラーなどの証明する適法所有の旨の証明書を発行、譲受人はこれを添付の上申告の要あり。

5. 実施時期

本税はもちろん国会の議決を経て有効となるが、7月19日以降1965年12月31日までの時限立法である。

◇米国、証券取引委員会の証券市場調査(第2部)を発表

証券取引委員会(S E C)は7月17日、証券市場に関する調査報告書第2部を議会に提出した。さる4月3日に提出された第1部(本月報4月号要録参照)は、比較的穏やかな内容のものであったのに対し、今回の報告にはかなりきびしい勧告が盛り込まれており、これを受け取ったウォール街の表情はかなり暗い。

本報告の勧告要旨は次のとおり。

- (1) スペシャリスト(注)は市況安定につくすのがその職務であるが、必ずしもこの役割は忠実に果たされていない。したがってスペシャリストの資格と自己資本額を引き上げるとともに、彼らの寄り付き商いへの参加ならびにディーラーおよびブローカーとしての業務に関する規制を強化する。

(注) ニューヨーク株式取引所の規約によれば、スペシャリストとは、①他の会員から特定株の取引注文を委託されると同時に、②取扱い株の安定化をはかるため自己勘定をもつて当該株の売買ができるという、ブローカーおよびディーラーの二重の機能を持つ一定の資格を備えた取引所会員である。

- (2) フロア・トレーディング(業者の場内自己売買)は、株価に攪乱的な影響を与えていたので、ニューヨーク、アメリカン両取引所においては、1965年までにこれを禁止する。

(3) 端株取引については、ニューヨーク株式取引所は、端株差額の規制、取引注文のオートメ化による取引コストの引下げなどによって、投資家保護に努めるべきである。

(4) 店頭株の卸相場表は店頭株市場にとって非常に重要な役割を持つものである。この点にかんがみ、現在野放しとなっている相場表の作成は、今後S E Cの監督下におき、その記録方法と利用に関する規制を強化する。

◇米国、国法銀行の海外支店活動に関する規則改正

連邦準備制度理事会は8月1日、国法銀行の海外支店活動に関する規則Mおよび加盟州法銀行の支店設置に関する規則Hを改正した。

規則M改正の要点は、国法銀行海外支店に対し、次のごとき業務活動を一定の制限内で新たに認めるものである。①債務の保証、②商手引受け、③株式その他の証券投資、④支店設置国の政府証券の引受けおよび売買、⑤不動産担保貸ならびに⑥支店幹部職員への貸出がそれである。ここ数年来、海外(とくに中南米および欧州)に支店を有する銀行は現地銀行との競争上、海外店の業務につき制限緩和方を理事会に対し要望していた。今回の改正はかかる要望にこたえると同時に、昨年8月成立した連邦準備法第25条の一部改正(「理事会は、国法銀行の海外支店に対し、支店所在地において銀行業務に関連する通常の権限とされている権限を付与する規則を制定することができる」旨の条項を新設したもの)の趣旨を実施に移したものである。

さらに規則Mおよび規則Hの改正により、加盟国法および州法銀行の海外支店設置手続きが簡素化された。従来海外支店設置はすべて連邦準備制度理事会の許可を要することとされていたが、すでに海外店を設置している銀行がその国に支店を増設する場合は30日前に理事会にその旨通知すればよいことに改められた。

◇米国、輸出入銀行の営業年限延長と資力拡大

ケネディ大統領は8月20日、ワシントン輸出入銀行の営業年限を本年7月1日以降さらに5年間延長し、同時に同行の貸出・保証限度額を20億ドル増額する法案に署名した。輸出入銀行は、旧法による営業年限の満了に伴い7月初め以降法的には清算状態にはいっていたものであるが、今回の法律改正により業務再開の運びとなつたわけである。

同行は自己資本10億ドル(全額政府出資)のほか、最高60億ドルまでの資金を財務省借入により調達できること

となっている。最近における輸出入銀行業務の拡大に伴い、政府は同行営業年限満了の機会をとらえ、同行の最高借入限度を20億ドル増額するよう議会に要請した。しかし、議会ではこの増額資金の調達方式をめぐって上下両院の見解が大きく対立した。上院が從来どおり財務省からの直接借入方式を主張したのに対し、下院では共和党を中心としてこれに反対、輸出入銀行も連邦全国抵当組合、連邦住宅貸付銀行などの政府機関と同様、年々一定限度を定め(議会の決定による)民間信用市場から資金を調達すべきであると主張して譲らず、ついに両者の見解の一一致をみることができなかつたのである。

今回の妥協措置は、一応同行の営業年限を前記のように延長し、その間名目的資力拡大のみ認め、当面の資金需要は現行借入枠内の操作によってまかない、1~2年後と予想される追加資金必要期に両院が改めて協議するというものである。

◇カナダ、公定歩合引上げ

カナダ銀行は8月11日、商業銀行(チャータード銀行)に対する最低貸出利率(公定歩合)を3.5%から4%に引き上げ、直ちに実施した(詳細は国別動向参照)。

歐　洲　諸　國

◇E E Cとアフリカ18か国との連合協定調印

7月20日、E E Cとアフリカ18か国(注)との間に新連合協定が調印された。本協定はE E C 6か国およびアフリカ18か国中少なくとも15か国の批准を得て正式発効の運びとなるが、明1964年初頭から効力を生じる見通しが強い。E E Cはフランス、ベルギー、オランダ、イタリアと特別の関係をもつ海外諸国、領域とE E Cとの連合関係を規定するローマ条約第4部に基づきアフリカ諸国との間に、経済援助(581百万ドル)などを主内容とする連合協定(1962年末まで5年間有効)を締結していた。今回の協定はこれに代わるものであり、1961年7月ごろから討議が行なわれ、昨1962年末ようやく最終的な合意に達したものである。協定の有効期間は効力発生後5年間でその大要は次のとおりである。

- (1) E E Cはアフリカ諸国に総額730百万ドルの経済援助を行なう。
- (2) E E Cはアフリカ諸国の生産物に対する関税を漸次撤廃することとし、とくにコーヒー、ココアなど下記(3)に掲げる農産物については本協定の効力発生後直ちに関税を撤廃する。

(3) アフリカ以外の諸国から同種の農産物を輸入する場合は、適用税率はそれぞれ以下のように引き下げられる(ただし、茶については、明年1月以降関税撤廃が予定されている)。

コーヒー	16%→9.6%	ココア	9%→5.4%	パ	
イナップル	12%→9%	茶	18%→10.8%	こし	
		ょう	20%→17%	ヴァニラ	15%→11.5%

(注) アフリカ諸国は次の18か国。

ブルンジ、カメルーン、中部アフリカ、チャド、コンゴ(グラザビル)、コンゴ(レオポルドビル)、ダホメ、ガーナ、象牙海岸、マダガスカル、マリ、マウリタニア、ニジェール、ルアンダ、セネガル、ソマリア、トーゴー、オートポルタ

◇英國、I M Fスタンドバイ借入取決めを更新

モードリング蔵相は7月30日下院において、英國、I M F間の10億ドルのスタンドバイ借入取決めを8月8日から向こう1年間延長更新することに決定した旨発表。これは、一昨年8月ポンド危機に対処してI M Fとの間に15億ドルの即時借入とともに締結した5億ドルのスタンドバイ借入取決めを昨年期限到来とともに新たに10億ドルの取決めに改め、今回これをその期限到来により更新したものである(なお、最近の英國国際収支動向などスタンドバイ借入取決め更新の背景については、国別動向英國の項参照)。

◇スイス、外資流入規制に関する紳士協定は一部を除き有効期間を延長

外資流入規制に関するスイス国民銀行と市中金融機関との間の紳士協定は、1960年8月18日成立以来数度にわたり延長されてきたが、本年8月18日の有効期限到来に伴いさらに本年末まで延長されることとなった。

これは、最近のケネディ教書発表を契機にスイス為替市場への外資流入が著しくなっているので、スイス国民銀行としては外資流入抑制措置が依然必要であると判断したことによるとみられる。

なお、今回の適用期間延長措置に伴い、従来6か月末満の非居住者預金については年率1%(3か月ごと1%)の逆金利が課せられていたが、今後はこれを廃止することとし、定期性預金引出しについての予告期間(3か月)も撤廃することとなった。この措置は、国内金融市場が季節的な要因もあってこのところひっ迫ぎみであるところから、短資流入に対する国民銀行の態度がやや緩和したものと受け取られている。

この結果、紳士協定は次の2点を骨子とするものとなつた。

- (1) 非居住者要求払預金の新規受入れ禁止、および非

居住者預金に対する付利禁止。

(2) スイス有価証券、不動産、抵当権の取得に非居住者預金があてられること、および非居住者が預金その他のスイス資産購入のためスイス銀行券を使用することにつき、極力防止策を講ずること。

四半期には、市中金融機関の流動性ポジションの改善、政府証券利回りの低下など総じて緩和基調に転換してきており、また欧州主要国の金利水準へのさや寄せという対外的考慮もあって、今回の引下げが実施されたものとみられる。

◇オランダ新内閣の経済政策

オランダ新内閣(本年7月組閣)のマリーネン首相は、このほど議会に対し大要次のとおり経済政策方針を明らかにした。

- (1) 政策の基本方針は前ドケイ内閣の線を踏襲する。
- (2) 住宅政策を最優先し、1970年までに住宅不足を解消することを目標としてしあたり1964年中に9万戸の住宅を建設する。
- (3) 中・低所得層に対する減税を推進する。
- (4) 社会保障政策の一環として老人年金増額、扶養控除限度額引上げなどを行なう。
- (5) 農業近代化を推進するため、さきに発足した農業開発基金の資金力を強化する。
- (6) 主要閣僚からなる委員会を設置し、欧州における政治・経済・外交など諸問題を討議検討する。

なお、オランダが従来から重視し、かつかなりの成功を収めてきた賃金政策に関しては前内閣の方針をそのまま引き継ぐものとみられている。

◇デンマーク国民銀行の公定歩合引下げ

デンマーク国民銀行は8月17日公定歩合を6.5%から6.0%に引き下げ、8月19日から実施した。

デンマークでは、一昨年央より公定歩合の引上げ(1961年5月23日5.5%→6.5%)などを中心とする金融引締め強化策がとられ、とくに本年2月には政府による賃金凍結、配当制限、対国庫強制貯蓄など一連のインフレ対策が強行されてきた。しかし最近に至り下記のごとく経済全般に顕著な改善傾向がうかがわれ、一般に落着きを取り戻したと判断されたところから、国民銀行としては27か月ぶりに公定歩合引下げに踏み切ったものである。

①一昨年以来悪化の一途をたどってきた貿易収支が昨年第3四半期(赤字1,142百万クローネ)を境に漸次改善のきざしをみせ、本年第1四半期(赤字386百万クローネ)にも引き続き改善傾向を示し、対外準備の増勢が顕著になっていること(昨年11月ボトムに比し本年5月は32%の増加)、②昨年中上昇テンポの著しかった卸売物価および生計費が最近ようやく安定してきたこと、③労働需給の緩和から賃金俸給指数の増勢鈍化がみられること。さらに、金融面の動きについてみても、とくに本年第2

アジアおよび大洋州諸国

◇対インド債権国会議の開催

インドの第3次5か年計画第3年度(1963年4月~1964年3月)に対する援助(追加)額を決める債権国会議が8月7日、ワシントンで開催された。インドはかねて、同会議に対し総額1,255百万ドルの援助方を要求していたが、さきの会議(6月5日)では世銀および米国など10か国の援助約束額は要求額を3割近く下回る915百万ドルにとどまったため、インド側はこれに対し強い不満をいだいていた。こうしたインドの不満を緩和するため、米国の発議(他国の援助増額を条件に米国も当初約束額375百万ドルを最高450百万ドルまで増額する)により、7月以来数次にわたって増額問題が討議されていたもので、結局、今回の会議では当初約束額に137百万ドルを追加、総額1,052百万ドル(うち日本65百万ドル)とすることで最終決定をみた。

本年度の国別援助約束額を前年度のそれと比べると、増加したのは日本(10百万ドル増)およびオーストリア(2百万ドル増)の2国のみであって、米、英などは前年

対インド債権国会議の援助約束額

(単位・百万ドル)

	1961 年度	1962 年度	1963年 度		
			当初	追加	計
世銀・第2世銀	250	200	220	25	245
米 国	545	435	375	60	435
そ の 他 9か国	500	435	319.8	52.3	372.1
西 ド イ ツ	225	139	65.35	34.15	99.5
英 国	182	84	84		84
日 本	50	55	60	5	65
イ タ リ ア		53	35	10	45
カ ナ ダ	28	33	30.5		30.5
フ ラ ン ス	15	45	20		20
オ ラ ン ダ		11	11.1		11.1
ベ ル ギ ー		10	10		10
オーストリア		5	3.85	3.15	7
合 計	1,295	1,070	914.8	137.3	1,052.1

並み、西ドイツ、イタリア、フランスはいずれも減額しているのが注目される。もっとも、借款の累積に伴い元利の返済がインドの国際収支に及ぼす影響を考慮して、各国とも上記約束額の過半を贈与もしくは長期・低利借款とするなど援助条件の緩和に協力することになった。

◇パキスタン国立銀行の高率適用実施と支払準備率引上げ

パキスタン国立銀行(中央銀行)は、銀行貸出増加を抑制し、かつインフレの危険を防止するため、7月26日、高率適用制度の新設、再割引限度額の設定および支払準備率の引上げを含む一連の金融引締め措置を発表、8月1日から実施した。

- (1) 高率適用制度の新設…指定銀行(注1)に対する最低歩合(公定歩合4%)適用限度額を設け、これをこえる貸出については段階的な高率(細目不詳)を適用する。この限度額は四半期ごとに設定し、その算定基準は前四半期中の法定準備預金平均残高の50%とする。ただし、中小企業保護のため一定限度額まで的小口貸出分については高率適用を免除する。
- (2) 再割引限度額の設定…「手形割引制度」(注2)に基づく再割引限度額を1962/63年度(1962年7月～1963年6月)のピーク額とする。
- (3) 支払準備率の引上げ…従来、要求払預金の5%、定期性預金の2%となっている支払準備率(いずれもパキスタン国立銀行法で規定されている最低限)を、要求払と定期性預金合計額の5%1本にする。

なお、支払準備率の引上げは同行創立(1948年)以来初めてである。また、新たに高率適用制度を採用したのは、政府の低金利政策に対する要請が強く、国債金利との関係もあって公定歩合を引き上げにくいという事情にあるためにとられたので、インドの先例(1960年10月新設)にならったものとみられる。

(注1) 原則として資本金および積立金の合計額が50万ルピー以上の銀行。1963年3月末現在で35行。

(注2) 手形割引市場の発展を促進するため1952年以降実施されている制度。これにより、指定銀行が真実の商取引から生じ、かつ90日以内に満期の到来する手形につき貸出を行なった場合にはパキスタン国立銀行が当該銀行に対し優遇条件により再割引を行なうことになっている。

◇タイ、市中金利の引下げと工業手形再割引の実施

タイラント銀行(中央銀行)は、このほど市中預金・貸出最高金利の引下げ、ならびに工業手形の再割引制度を実施した。市中金利の引下げは、割高な金利水準を漸進的に引き下げるという政府の方針に沿ってとられたものであり、また工業手形の再割引は製造業者に対し、低利

資金を供給することによって製品のコストを引き下げるとともに、工業の育成をはかるることにねらいがあるとみられる。その概要次のとおり。

(1) 市中金利の引下げ(5月27日実施)

イ、預金金利の最高限度(カッコ内は改訂前)

要求払預金	年利 0.5%	(0.5%)
貯蓄預金	〃 4.5%	(4.5%)
定期預金 3か月末満	〃 0.5%(^{3か月} 以下 5%)	
〃 6か月 〃	〃 5 % (6 %)	
〃 1年 〃	〃 6 % (7 %)	
〃 1年 以上 〃	〃 7 % (7 %)	

ロ、貸付金利の最高限度

輸出産業向け	年利 10%	(12%)
一般企業向け	〃 15%	(15%)

(2) 工業手形の再割引(6月17日実施)

従来タイラント銀行が行なっていた期間90日以内の輸出前貸手形の再割引に加え、工業原材料買付けにかかる約束手形(期間120日以内)を再割引の対象とすることとし、この再割引率を5%とした(市中銀行割引利率は7%)。

◇フィリピン開発銀行法の改正

フィリピン政府は、社会・経済開発5か年計画(1962年7月～1967年6月)遂行のための所要資金調達強化の目的をもって、かねてフィリピン開発銀行法の改正を検討中であったが、6月14日同改正法を施行した。その概要次のとおり。

1. 資本金の増額

資本金をこれまでの5億ペソから20億ペソとした。

2. 債券発行限度の引上げ

債券発行限度は、従来資本金および準備金の合計額と同額であったが、これを払込資本金および準備金の10倍に改めた。

この結果、発行限度額は、払込資本金を全く増加しない場合においても現在の545百万ペソから1,550百万ペソ(現在払込資本金110百万ペソ、準備金45百万ペソ)と一挙に約3倍に拡大することとなった。

3. 貸出の制限

国債担保または政府保証による貸出を除き、1企業(個人を含む)に対する貸出額を資本金および準備金の合計額の10%以内に制限した(従来制限なし)。

4. 役員の増員

理事6名を8名に増員するとともに、理事は経済および金融に関する学識経験者であることを要する旨を加えた。

なお、同行の融資残高は1962年10月末現在 790 百万ペソ(うち工業59%、農業24%)、一方、資金調達額は 951 百万ペソで、その内訳は資本金、準備金、債券発行など 789 百万ペソ(83%)、郵便貯金からの信託基金 162 百万ペソ(17%)である。

◇フィリピン民間開発会社の設立

フィリピンでは、かねてから民間企業の助成促進を目的とする中・長期金融機関の設立が企図されていたが、7月22日米国政府、世銀、IFCの援助の下にフィリピン民間開発会社(Private Development Corporation of the Philippines)の発足をみるに至った。同社の概要は次のとおり。

1. 目的

資金援助を通じ、民間企業の創設、拡張、近代化をはかるとともに、外国資本の参加を助成促進する。

2. 事業

- (1) 不動産、動産を担保とする中・長期貸付
- (2) 株式、その他有価証券の引受け
- (3) 債務、支払の保証
- (4) 経営上、技術上の援助および助言

3. 資本金

授權資本 25百万ペソ(全額払込み)

総株式の70%(17.5百万ペソ、A級株式と呼称)はフィリピン人およびフィリピン人が株式の60%以上を保有する会社ならびに国際金融公社(IFC)に対して割り当たられ、残り30%(7.5百万ペソ、B級株式と呼称)は内外人を問わず取得可能。

4. 資金調達

当初の資金調達は、払込資本25百万ペソのほか、世銀借款15百万ドル(約58.5百万ペソ、1963年2月調印済み)、米国国際開発局からの借入27.5百万ペソ(1963年2月調印済み)を合わせた111百万ペソを予定。

5. 役員の選出

株主総会の議決により11名を選出、うち8名はフィリピン人またはA級株主中より、残り3名はB級株主より選出。

◇ニュージーランド、支払準備率引上げ

ニュージーランド準備銀行は、7月15日、商業銀行の支払準備率を要求預金について従来の27%から30%(定期預金の準備率10%は据置き)に引き上げる旨発表し

た。

これは、同国の景気が昨年央以降輸出の好調を主因に、漸次上昇気運を強め、従来鎮静していた商業銀行の貸出も本年2月をボトムに再び増勢に転じ、とくに最近2、3ヶ月の増加テンポが著しいところから、景気過熱に対する予防的措置としてとられたものとみられ、準備銀行も本措置を軽度の引締め政策であるとしている。

共産圏諸国

◇ソ連、1963年上半期の主要物資生産高と畜産物買付高

ソ連閣僚会議付属中央統計局の発表(7月20日)によれば、本年上半期の主要物資の生産高と畜産物の国家買付高は次のとおりである。

主要物資生産高

	1963年 1~6月	昨年同期 比増減 (%)	1953年 1~12月
鉱物肥料(百万トン)	9.4	13	6.9
化学繊維(千トン)	151	11	62.3
銑鉄(百万トン)	28.7*	6	27.4
鉄鋼(〃)	39.6	5	38.1
石油(〃)	99	11	52.7
電力(十億kwh)	204	13	134.3
トラクター(万台)	159	17	111.3
組立鉄筋材(百万m ³)	21.5*	9	2.2
毛織物(百万m)	226	-2	208
テレビ(万台)	1,171	10	84.1
冷蔵庫(〃)	444	11	49.2
洗濯機(〃)	1,067	28	3.5
食肉(百万トン)	1.7	19	2.2
バター(千トン)	336	-7	382
乳製品(百万トン)	4.8	2	1.9

(注) * 計画未遂行

畜産物国家買付高

	1963年 1~6月	昨年 同期 比 増減 (%)	1953年 1~12月
家畜・家きん(ときつ重量)	2.2	15	2.1
ミルク(百万トン)	13.0	-3	10.6
卵(+億個)	6.2	-0.4	2.6